

企業版ふるさと納税とは

滋賀県
米原市

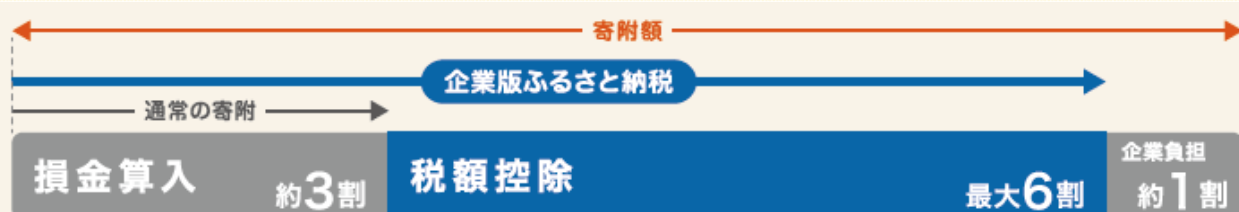
地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税が控除されます。

損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)とあわせて、**税額控除(寄附額の約6割)**により、**最大で約9割が軽減され、実質的な負担が約1割まで軽減**されます。

メリット1



寄附額の最大約9割まで税が軽減！



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

- ① **法人住民税**：寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② **法人税**：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ **法人事業税**：寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

メリット2



企業のPRに！

米原市では、企業版ふるさと納税にご協力いただく企業様のSDGs推進や地域貢献活動を積極的にPRしています。これにより、企業イメージやブランド力の向上、認知度アップが期待できます。

例えば、以下のような広報活動が可能です。

- ・市の広報誌やウェブサイトでのご紹介
- ・企業版ふるさと納税にかかる感謝状贈呈式でのPR
- ・市が主催するイベントでのご紹介

※具体的な内容は、企業のご意向や寄附金額等に応じて調整・決定します。

メリット3



新たなパートナーシップ構築！

企業版ふるさと納税をきっかけに米原市や市の教育機関などとコミュニケーションが生まれ、企業活動のさらなる発展・拡大が期待できます。



【制度活用にあたっての留意事項】

- ☒ 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ☒ 米原市外に本社がある企業が対象となります。
- ☒ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。

寄附の手続き

ご相談

まずは、政策推進課へご相談ください。

ご寄附

寄付申出書を市へご提出ください。
市から納付についてご案内します。

税申告の手続き

市から受領書を送付しますので、
税申告の手続きをお願いします。



米原駅東口(写真)とまいばらという(十色)

寄附対象事業

／ 下記以外にも、当市のさまざまな事業にご寄附いただけます。／



事業1

伊吹山植生復元プロジェクト

滋賀県の最高峰(標高1,377m)であり、日本百名山の一つでもある伊吹山は、地球温暖化の影響による集中豪雨の増加や増えすぎたニホンジカの食害により植生が大きく損なわれ、土砂災害の危機に直面しています。米原市では、伊吹山本来の豊かな自然を取り戻し、動植物と人との最適な共生を目指して「伊吹山植生復元プロジェクト」に取り組んでいます。

このプロジェクトでは、ニホンジカの捕獲強化、南側斜面の崩壊防止と植生回復、山頂および3合目での植生保全という3つの主要なアクションを通じて、貴重な観光資源の保護と地域の活性化を目指しています。

事業2

Out Of KidZania in まいばら

アウト オブ キッズニアとは、こどもの職業・社会体験施設「キッズニア」の企画・運営を行うKCJ GROUPが監修のもと、実社会の仕事を体験できる職業体験イベントです。地元で活躍する会社などの協力により、本物そっくりの仕事体験をお楽しみいただけます。

本イベントは、未来を担う小中学生がリアルな職業体験を通じて、仕事や社会の仕組みへの気づきを得るとともに、将来の夢を描ききっかけを創出し、職業観の芽生えと地元への愛着・誇りの醸成を図ることを目的としています。あわせて、こどもたちや保護者に地域企業の技術や魅力を広くアピールすることで、企業の認知度向上と将来の地域産業を担う人材確保への契機とすることを目指します。

県内自治体
初開催！

最適なバランス
の維持へ

○実施日

2027年2月27日(土)、28日(日)

○会場

滋賀県立文化産業交流会館
米原学びあいステーション 他

○対象

小学1年生～中学3年生
(主に米原市内在住)

○参加見込人数

延べ約2,500人(同行者含む)

米原市 政策推進部 政策推進課

お問合せ

Tel

0749-53-5162

Mail

sousei@city.maibara.lg.jp

住所

〒521-8501
滋賀県米原市米原1016番地

詳細は
こちら

